

令和7年度第2回鎌倉市都市計画審議会 会議録

日 時：令和7年（2025年）8月7日（木）正午～午後0時45分

会 場：鎌倉市役所第3分庁舎講室

出席者：村山会長、谷口副会長、村瀬副会長、市川委員、久保田委員、岡崎委員、前川委員、森委員、
久寿米木委員、永野委員、町田委員、松田藤沢土木事務所工務部長（星名委員代理）

欠席者：中村委員、植田委員

事務局：服部まちづくり計画部長、井上まちづくり計画部次長兼都市計画課担当課長、
藤原都市計画課担当係長、内田都市計画課担当係長、齋藤職員、水谷職員

関係課：鬼頭環境施設課課長補佐、大島職員

傍聴者：2名

次第

1	開会
2	議案 議案第1号 鎌倉都市計画用途地域の変更について 議案第2号 鎌倉都市計画ごみ焼却場の変更について 議案第3号 鎌倉都市計画ごみ処理場の変更について
3	諮問 諮問第2号 鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について 諮問第3号 鎌倉都市計画区域区分の変更について 諮問第4号 鎌倉都市計画都市再開発の方針の変更について 諮問第5号 鎌倉都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について
4	その他
5	閉会

1 開会	
井上次長	定刻となりましたので、令和7年度第2回鎌倉市都市計画審議会を開催いたします。まちづくり計画部次長兼都市計画課担当課長の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。先日は、津波警報の発表を受けて急遽開催中止と判断させていただき、皆様にはご迷惑をおかけいたしました。短期間での日程の再調整にご協力いただき、本日もお忙しい中お時間をいただきまして、ありがとうございます。それでは、時間も限られておりますので会議の方に入らせていただきます。今回はオンライン併用での開催となりますが、接続の方は先程会議前に確認できましたので省略させていただきます。この先、オンラインでご参加の方におかれましては、会議中、画面はオン、マイクはオフ、としていただき、ご発言時のみマイクをオンとするようお願いいたします。では、ここからは村山会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
村山会長	議長を務めます村山でございます。本日は前後の業務の関係でオンライン参加にな

	りますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは開会にあたりまして、事務局から報告などをお願いします。
井上次長	本日は、2名の委員が欠席で、オンライン含め12名の委員にご出席いただいております。出席については、藤沢土木事務所の星名委員から代理出席の希望があり、村山会長と調整の上、藤沢土木事務所工務部長の松田氏に代理でご出席いただいていることをご報告いたします。全委員の過半数以上の出席がありますので、鎌倉市都市計画審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、審議会が成立していることをご報告いたします。次に、事務局職員の出席についてですが、日程の再調整に伴い、資料集にある事務局名簿から村上担当課長と不破環境部次長が欠席となっております。続いて、委員の委嘱替えがありましたので報告いたします。今回、鎌倉市観光協会の会長変更と鎌倉市議会議員の改選に伴い、中村悟委員、岡崎修也委員、森功一委員の3名が新たに委員となっております。中村委員は本日ご欠席のため、岡崎委員、森委員の順に一言ずつ挨拶をお願いしたいと思います。
岡崎委員	～自己紹介～
森委員	～自己紹介～
井上次長	ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。最後に、会議の公開及び傍聴についてです。本日の会議及び会議資料につきましては、「鎌倉市都市計画審議会会議の公開等に関する取り扱い要領」に基づき公開いたします。また、傍聴者については、2名の方から傍聴の希望があり、村山会長と調整の上、入室していただいていることをご報告いたします。傍聴の皆様におかれましては、事務局から事前にご案内しているとおり、会議中の発言や拍手等の賛否表明、録音や撮影などはご遠慮願います。以上となります。村山会長、議事の進行をお願いいたします。
2 議案 第1号 鎌倉都市計画用途地域の変更について 3 諮問 第2号 鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について 諮問 第3号 鎌倉都市計画区域区分の変更について 諮問 第4号 鎌倉都市計画都市再開発の方針の変更について 諮問 第5号 鎌倉都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について	
村山会長	それでは、これから次第に沿って進めますが、今回は、議案第1号と諮問第2号から第5号が関連する案件となっておりますので、先一括して説明し、その後、議案第2号及び議案第3号の説明に進みたいと思います。ではまず、議案第1号と諮問第2号から第5号について、事務局から説明し、その後、質疑に入ります。事務局から説明をお願いします。
水谷職員	都市計画課の水谷です。よろしくお願いいたします。議案第1号及び諮問第2号から第5号までは、第8回線引き見直しに関連する案件ですので、お手元にある資料集の議案第1号部分に用意しているスライド資料を基に一括して説明いたします。また、各案件の都市計画の案を付していますので、適宜参考としていただければと思います。本来は、本審議会の議決案件である議案第1号から順番に説明し、議決をいただくところですが、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる整開発を始めとする、線引きの見直しが主な内容となっておりますので、説明の順番と

しましては、まず都市計画の方針に関連する諮問第 2 号の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、諮問第 4 号の「都市再開発の方針の変更」及び諮問第 5 号の「住宅市街地の開発整備の方針の変更」について説明させていただきます。次に、方針に基づく諮問第 3 号の「都市計画区域区分の変更」と、それに付随して鎌倉市が決定する議案第 1 号の「鎌倉都市計画用途地域の変更」については、関連性が高いことから、一括して説明をさせていただきます。はじめに、各方針等の位置付けについて説明します。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる整開保に、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針の 2 つの方針を加えた「整開保等」は、長期的な視点に立った都市の将来像や、主要な都市計画の決定の方針などを方針として示し、市町村の都市計画に関する基本的な方針として定めている都市マスタープランと立地適正化計画は、整開保等に即して定められます。また、市街化区域、市街化調整区域の区域区分を定める線引きは、整開保に即して決定されます。なお、道路や公園、市街地開発事業等の個別の都市計画については、都市マスタープランや整開保等に即して定める必要があります。次にこれまでの検討経過について説明いたします。表のとおり第 8 回線引き見直しの基本的な考え方について、都市計画の基本的な方向性の決定過程で本審議会への報告を行ってきました。本日は、ご審議いただく案件のうち、市が決定する都市計画案については、都市計画法第 19 条に基づき、都市計画審議会の議を経て決定する必要があるため、本審議会に付議するものです。また、県が決定する都市計画に関しては、都市計画法第 18 条に基づき、事前に関係市町村の意見を聴くこととなっておりますので、本審議会では意見の有無について、ご審議をいただきたいと思います。これから各案件の概要について、説明いたします。まず、議案の概要について説明いたします。現行の整開保等が、目標年次である令和 7 年を迎えるにあたり、神奈川県内一斉で実施している第 8 回線引き見直しにおいて、社会経済情勢の変化への対応や、上位計画や関連計画と整合を図るため、鎌倉の将来の都市像を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方向性を示すことを目的としています。今回の変更では、今後、本市が予定する都市計画の内容が反映されるよう、総合計画、都市マスタープラン、その他の行政計画に位置づけた内容や現行の整開保が決定されて以降の進捗を踏まえて、見直しが行われております。その主なものは、深沢地域整備事業に関する都市計画決定を踏まえた記載、ごみ処理広域化実施計画に基づく記載など、事前に関係各課へのヒアリングや照会を行い、意見に基づいて記載内容の調整をされています。それでは、整開保から順に詳細を説明します。本方針は、長期的な視点に立った都市の将来像や、都市計画に関する基本的な方向性を示し、また、鎌倉市による都市計画の決定や変更は、この方針に即して実施されることを踏まえ、都市計画の方向性を共有化し、計画的な都市整備を推進することを目的としています。都市計画の目標では、目標年次を令和 17 年とし、人口減少期を迎え、人口構造が変化していく中で、持続的な都市の成長・発展等を図るため、これまでに整備してきた既存ストックを使いこなし、脱炭素化への配慮や広域課題について共有しながら、地域の実情に応じたコンパクトで安全性の高い都市づくりを進めるとされています。続けて、区域区分の基準について、市街化区域は、「既に市街化区域と同様の水

準と認められる区域」を市街化区域へ編入し、市街化調整区域は、「将来的に都市的土地利用を行う見通しがなく、災害リスクの高い区域などについては、土地所有者等の意向を踏まえながら市街化調整区域へ編入することが望ましい」とされています。土地利用については、都市マスタープランにも示されているように、「計画的にまちづくりを進める拠点などを除き、全体として、現状の土地利用を継承する」とされています。そのほか、都市施設の整備の方針が示されています。続いて、市街地開発事業については、「都市機能の充実や都市基盤施設の整備等のため、持続可能な都市構造形成の観点や地域の特性を踏まえた計画的な市街地開発事業を進める」とされています。自然的環境の整備又は保全については、「歴史的遺産等の自然的環境を保全、継承し、多様なライフスタイルが実現できる都市環境の形成に向け、緑地、公園等の整備、保全を行う」などの方針が示されています。次に、都市再開発の方針についてです。本方針は、計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針を示すとともに、そのうち「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を示すもので、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的としています。現行どおり、鎌倉駅周辺地区、大船駅周辺地区、深沢地域国鉄跡地周辺地区の3つの都市拠点と既成市街地について、それぞれの特性を踏まえた方針が示されています。計画的な再開発が必要な市街地、1号市街地では、既成市街地を中心に持続可能な市街地形成を図る都市構造の実現に向け、計画的な再開発が必要な市街地として整備・改善を図ることを目的に、図にお示しする約597haが指定されます。特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区、2項再開発促進地区では、「1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として、再開発の実現を図ることを目的に、図にお示しする4地区が指定されます。次に、住宅市街地の開発整備の方針についてです。住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅市街地の整備又は開発の方針を示すもので、良好な住宅市街地の開発整備を図ることを目的としています。ここでは、鎌倉らしい歴史的遺産とそれを取り巻く自然環境を維持発展させ、地域特性をいかした住宅・住環境の形成を目指すための方針が示されています。続きまして、区域区分の変更について説明いたします。先ほど説明しましたとおり、関連する市決定の用途地域の変更については、県決定の区域区分の変更に伴い、用途地域を変更するものであり、関連性が高いことから、一括して説明いたします。議案の概要について説明いたします。今回の線引き見直しにおける基本的基準と整開保に定める方針に即し、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的としています。本市の場合、既に市街地が成熟し、今後、市街地の大きな変動はないと予測されることや、将来人口推計においても減少傾向にあることから、大きな区域区分の変更は行われておりません。今回の変更は、主に縁辺部の微調整について、区域区分の変更が行われています。今回、線引き見直しの基本的基準により、都市計画が変更されるのは1箇所の市街化区域への編入と1箇所の市街化調整区域への編入が予定されており、市街化区域が0.01ha減るものとなっています。その他、面積変動の

	伴わない事務的変更と国土地理院公表の面積との調整が行われています。都市計画を変更する2箇所について、周辺の土地利用状況等を考慮し、表のとおり適切な用途地域を定めます。具体的な区域については、次のページ以降で説明します。まず、市街化調整区域から市街化区域へ編入する二階堂地区の一部 90.61 m²です。本地区は、大塔宮鎌倉宮の北側、永福寺の西側に位置しており、既に住宅が建ち並んでいます。本地区は、既決定の市街化区域に接しており、令和2年国勢調査により人口集中地区になっている状況下で、建築物が建っているため、地域の実情を踏まえ、見直しが行われ、市街化区域へ編入されます。あわせて、住環境を保全するため、「第一種低層住居専用地域、建ぺい率 40%、容積率 80%」を指定する用途地域の変更を行います。続いて、市街化区域から市街化調整区域へ編入する笹目町地区の一部 244.75 m²です。本地区は、鎌倉文学館の北側、御成中学校の西側に位置しております。本地区は、現に市街化されておらず計画的な市街地整備の見通しのない区域で、土砂災害特別警戒区域に指定されているため、地域の実情を踏まえ、見直しが行われ、市街化調整区域へ編入されます。あわせて、用途地域「第一種低層住居専用地域、建ぺい率 40%、容積率 80%」を解除する用途地域の変更を行います。案件の説明は以上となります。本案件につきまして、本年5月13日から27日まで都市計画法第17条に基づく縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。今後の予定ですが、議案第1号につきましては、市決定案件であるため、本日の都市計画審議会における議決を得ることができれば、その後告示をし、都市計画変更となります。なお、告示については、県決定案件の告示日に合わせて行う予定です。県決定案件である諮問第2号から第5号までは、本審議会での議論を踏まえ、市の意見として県へ伝えます。県では本案を8月開催予定の神奈川県都市計画審議会に付議し、答申を得た後、国との法定協議を行い、速やかに都市計画変更の告示を行う予定であると聞いております。以上で説明を終わりますが、改めてご確認をお願いいたします。お手元の会議次第では、市が決定する都市計画案件、用途地域の変更が上段に、県が決定する都市計画案件が下段に記載されておりますが、内容としては、県決定案件に付随して市決定案件が変更される構成となっております。そのため、審議は一括でお願いするものの、県決定案件の内容が市決定案件の前提となっていることをご理解いただきたく、先に県決定案件について説明をさせていただきました。また、手続き上の位置づけとして、市が決定する都市計画案については、都市計画法第19条に基づき、都市計画審議会の議を経て決定するため、本変更案の可否についてご審議をお願いするものです。一方で、県が決定する都市計画案については、都市計画法第18条に基づき、決定に先立って関係市町村の意見を聴くこととされておりますので、本審議会において意見の有無を確認させていただくものです。従いまして、審議にあたっては、両案件の関係性及び法的位置づけを踏まえた上で、適切にご判断をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。
村山会長	ご説明ありがとうございました。それでは質疑に入ります。ただいまの事務局の説明を踏まえて、ご意見ご質問等がありますでしょうか。

永野委員	スライドの 20 ページです。前回もこの表は出されたと思いますが、国土地理院査定というのは何かということです。前回も同じような質問しているのですが。事務的な齟齬があるから修正をしたと、つまり第 7 回の線引きのときにもしているという回答があったと思います。でも改めて今回こうして出てくると、該当する 13ha の土地を事務上の手続きで、今回も改めなくてはいけないということになった理由というのがよくわかりません。これは前回審議の場所だと 39 箇所というのがこれに該当するのでしょうか。そのことも含めて説明して欲しいと思います。
水谷職員	国土地理院では、国、都道府県、市区町村別の面積を定期的に調査、公表しており、2014 年、平成 26 年から、計測方法が従来の「2 万 5 千分の 1」の地形図をもとに算定する方法から、より高精度な電子国土基本図を基に計測する方法に変更されたことが主な要因として、この 13ha の変動に繋がっているため、39 箇所の事務的変更が要因ではありません。
永野委員	説明はわかりました。従来は「2 万 5 千分の 1」地形図を使って線引きをしたが、今回は国の基準のデータが変わったということですね。2014 年以前の鎌倉市の線引きのときには、同じように「2 千 5 百分の 1」基本図を使って作業はしていませんでしたか。どうでしょう。
水谷職員	すみません。確認させてください。2014 年以前、同じように「2 千 5 百分の 1」の地形図を使っていたかというのは、どういう意味でしょうか。もう一度ご説明いただけますでしょうか。
永野委員	先ほどの説明で、従前は「2 万 5 千分の 1」の地形図をベースにして、線引きをしてきたけれど、国の基本図が電子地図に変わったから、誤差が出たという説明だったと理解しています。でも、鎌倉市としては「2 万 5 千分の 1」であろうと、国の基本図が変わろうと、市の作業では、図の中に線を入れるときに、「2 千 5 百分の 1」を使っていたことに変わりはないかと思いますが、その点はいかがでしょう。後ほどでも構いません。
村山会長	おそらく「2 千 5 百分の 1」の地図自体もどんどん精度高く更新されていきますので、そのギャップがあるのではないかと推察いたします。後ほど確認の上、事務局は永野委員に回答をお願いしたいと思います。
井上次長	承知しました。ありがとうございます。
村山会長	他にいかがでしょうか。なければ、議案第 1 号と諮問第 2 号から第 5 号について、可決としてよろしいでしょうか。
全委員	～異議なし～
村山会長	特に異論ありませんので、可決いたします。ただいまご審議いただいた都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更を踏まえ、市町村マスタープランについても、今後改定に向けた評価・検証を進める段階にあると伺っています。本日の議案とは直接の議決事項ではありませんが、関連事項として、都市マスタープランの今後の改定に向けた動きについて、事務局より簡単にご説明いただきたいと思います。
水谷職員	お手元にある資料集の議案第 1 号部分に用意しているスライド資料の 27 ページをご覧ください。今回の議決事項ではないですが、整開保に即して位置づけられる本

	市の都市マスタープランについて、現在は、評価・検証フェーズにあります。今後の都市マスタープランの改定については、今回の整開保の変更内容に加え、令和8年を初年度として策定を進めている新たな総合計画の内容と整合を図りながら、今後、計画的に進めてまいります。続いて28ページをご覧ください。令和7年3月に開催された令和6年度第2回の本審議会においても、ご報告させていただいたとおり、これまでの施策の成果や課題等について、関係各課へのヒアリングを通じて整理を進めており、都市計画課の視点から白書として評価の取りまとめを進めております。あわせて、今回の改定にあたっては、近年の人口動態の変化、社会経済環境の変容、土地利用や建物の動向等を踏まえ、将来にわたる本市の都市のあり方を都市政策的視点で再定義していく予定です。以上で報告を終わります。
村山会長	これは議決事項ではありませんが、今の説明に関して、ご意見ご質問ありますでしょうか。なければ、次に進みたいと思います。
2 議案 第2号 鎌倉都市計画ごみ焼却場の変更について 議案 第3号 鎌倉都市計画ごみ処理場の変更について	
村山会長	関連事項としての説明ありがとうございました。議題に戻ります。続きまして、議案第2号及び第3号も関連する案件として、一括して事務局から説明し、その後、質疑に入ります。事務局から説明をお願いします。
内田係長	都市計画課の内田です。よろしくお願いします。議案第2号及び第3号「鎌倉都市計画ごみ焼却場の変更及び鎌倉都市計画ごみ処理場の変更について」、ご説明いたします。本件は、ごみ焼却場を稼働停止し、新たにごみ中継施設を整備するといった、それぞれの都市計画の変更になりますのでまとめてご説明させていただきます。また、本件は、今年の3月に開催した令和6年度第2回の本審議会でご報告としてご説明させていただいた部分と重複する部分もございますがご了承ください。本件の主旨です。本件は、名越ごみ焼却場を稼働停止し、新たにごみ中継施設を整備することに伴い、鎌倉都市計画ごみ焼却場（名越ごみ焼却場の廃止）及び鎌倉都市計画ごみ処理場（名越ごみ処理場の追加）を変更するものです。まずは、位置についてです。位置図には現在都市計画決定しているごみ焼却場、ごみ処理場もお示ししています。本件は赤丸でお示ししている逗子市との市境付近にある位置です。こちらで現在都市計画決定している第1号名越ごみ焼却場を廃止する変更及び新たに第2号名越ごみ処理場を追加する変更を行う予定です。前回のご報告時と同様の内容となりますが改めてご説明します。現在、都市計画決定している第1号名越ごみ焼却場の概要です。面積は約0.4haで、都市計画決定理由は、ご覧のとおりです。関連する上位計画の一覧です。順にご説明いたします。まずは鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる「整開保」です。整開保では、配置の方針で、ごみ処理施設については、ごみ処理広域化を視野に入れながら、施設の継続性や新たなごみ処理施設の適正な配置等について検討するとし、おおむね10年以内に整備することを予定している主要な施設として、ごみ処理施設について、「既存施設の継続性や新たな施設の配置等の検討を踏まえたごみ処理施設の適切な整備を図る」としています。次に第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画です。

こちらでは、環境に配慮した安定的で効率的なごみ処理体制の構築に取り組むとし、実施計画では、ごみ中継施設整備を重点事業に位置付けています。次に鎌倉市都市マスタープランについてです。こちらでは、循環型まちづくりの方針の中でごみの処理体制の確立について、名越クリーンセンターや今泉クリーンセンターのあり方等、新たなごみ処理体制の確立に向けた都市基盤施設の整備について検討するとしています。次に第3期鎌倉市環境基本計画についてです。こちらでは計画における環境施策の循環型社会の構築の中で広域連携やバックアップ体制の構築などにより、将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築を図るとしています。次に第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画です。こちらでは、ごみ処理体制の構築の検討と名越クリーンセンターを昨年度で稼働停止し、中継施設の候補地として利活用を検討するとしています。次に鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画です。こちらでは、名越クリーンセンターを稼働停止し、逗子市の既存施設を利用して2市1町の可燃ごみの処理を行うこと、鎌倉市に中継施設を整備し、逗子市焼却施設に運搬するもの、としています。次に鎌倉市名越中継施設整備基本計画です。こちらでは、具体的な整備に向けた施設の規模や設備、処理方法、施設配置計画（案）等を決定しています。次に区域の考え方です。下段に記載されています配置図の青枠の区域が既決定しているごみ焼却場の区域で、赤枠の区域が新たに追加するごみ処理場の区域です。0.1ha 増えていますが、これは新たに用地を取得するわけではなく、現に施設として活用し、今後も活用を予定している区域に合わせ面積を変更するものです。前回お示ししたスケジュールです。前回は原案を作成し、鎌倉市のまちづくり条例の手続きである原案の縦覧を行い、意見陳述申出書の提出が1件ありましたので、公聴会を開催しました。こちらの申出書に対する考え方の整理、公表したのちに、市の案を確定し、都市計画法の手続きを進めてまいります。という報告をさせていただきました。今回はこの公聴会の概要、公述であった意見とそれに対する考え方から都市計画法の手続きまでを新規でご説明させていただきます。公聴会の概要です。開催概要はご覧のとおりで、1名の方の公述を行いました。公述意見の要旨とそれに対する市の考え方です。意見の要旨は大きく3つに分かれています。まず1点目は面積の変更に對し、焼却場として利用している際も実際に使用している面積を反映していなかったことに疑問を抱いたとのご意見をいただきました。これに對し、市の考え方として変更する面積部分はごみ持込施設であり、都市計画の決定が不要である施設である旨をお示ししました。2点目として、中継施設の業務委託を結んだ業者が本市とは別件ではありますが、公正取引委員会の立ち入り検査を受けた業者で危惧している旨のご意見をいただきました。これに對し、市の考え方として直接的な都市計画変更に関係ありませんが、契約に当たっては、法令等に基づき対応し、契約を締結する旨をお示ししました。最後に3点目として、逗子市が葉山町と行う生ごみ処理施設の稼働が遅れ、他市や民間に処理を行ってもらうが、民間での処理はコストが高く、経費が高くなることを危惧している旨と逗子市の焼却場が稼働停止した後、将来の計画に市民の不安がないようにしていただきたい旨の意見をいただきました。これに對し、市の考え方として葉山町の生ごみ処理施設の稼働は遅れますが、将来的に、必要な規模の施設を整備する旨とごみ処理

広域化により、環境面、財政面を考慮したごみ処理施設の構築を目指す旨、また、逗子市既存焼却施設の稼働停止後の処理については、ごみ処理広域化実施計画に示すとおり、広域化ブロックの区割り見直しや県内他市町村との連携も視野に入れ、安定的なごみ処理を継続できるよう検討を進めるとともに、市民周知に努める旨をお示ししました。よってこれらの意見を踏まえた、都市計画原案の変更は行わず、都市計画手続きを進めてまいりました。また、公述人にはこちらの公述意見の要旨と市の考え方について発送するとともにホームページにて公開をしています。都市計画法の手続き及び今後の予定です。公聴会を経て、神奈川県との法定協議を終了し、令和7年5月14日に県から今回の変更について異存なしとの回答を受けています。その後、令和7年6月11日から6月25日までの2週間、法定縦覧及び意見書の受付を行いました。ここでそれぞれの案件について各2名ずつの意見書が提出されたので都市計画法第19条第2項に基づき、法定縦覧による意見書の要旨を提出するとともに、都市計画法第19条第1項の規定に基づく都市計画決定について、本審議会へ付議するものです。次のスライドより意見書の内容をご紹介します。意見書の要旨と都市計画決定権者の見解をまとめています。都市計画法では、「意見書の要旨を都市計画審議会に提出する。」としていますが、神奈川県の都市計画決定事務の様式に従い、都市計画決定権者である市の見解も記入したつくりとしています。まずごみ焼却場の変更についての意見書と見解をご紹介します。2名の方から意見書の提出がありました。まず1名の方から、主に深沢地域国鉄跡地周辺地区のまちづくりの内容についての意見書いただきました。本案件に関する部分としては、類型Aの深沢地域国鉄跡地周辺地区に焼却場、処理場を整備すべきという点に対し、市の見解として、環境面・財政面・安定性の観点から、新たな焼却施設を建設せずに、徹底的な減量・資源化を図った上で、焼却せざるを得ないごみについては、広域化により逗子市の焼却施設を中心に処理します。としています。それ以外の内容については、直接の関連がないため、関係部署に共有を図るとしています。もう1名の方からの意見書です。先ほどご説明した公聴会と同じような意見であります。1点目は、市内に焼却場をなくすことは災害時も含めコストがかかるので自前で確保すべきという旨の意見書をいただきました。それに対し、市の見解として、環境面・財政面・安定性の観点から、新たな焼却施設を建設せずに、徹底的な減量・資源化を図った上で、焼却せざるを得ないごみについては、広域化により逗子市の焼却施設を中心に処理します。とし、災害時の対応については、2市1町で協力して災害廃棄物の処理を行い、処理できない廃棄物は、災害協定に基づき、民間事業者や神奈川県などに広域処理を要請するとともに、国の災害廃棄物処理支援ネットワークを利用し適正に処理するとしています。2点目は、こちらも先ほどご説明した公聴会と同じような意見であります。葉山町の生ごみ処理施設の稼働の遅れにより、安定したごみ処理ができるか不安というご意見をいただきました。それに対し、市の見解として、ごみ処理広域化実施計画に基づき、連携を図りながら、安定的にごみ処理が行えるよう取組みます。また、広域化への移行に当たり、他自治体との連携や複数の民間事業者とバックアップ協定を締結しており、市で焼却施設を持たなくても安定的な廃棄物の適正処理が確保できるよう体制を構築しています。とし

	ています。次にごみ処理場の変更についての意見書と見解をご紹介します。まず 1 名の方から、焼却場の時と全く同じ意見でございますので、見解についても同様です。主に深沢地域国鉄跡地周辺地区のまちづくりの内容についての意見書いただきました。もう 1 名の方からの意見書です。こちら先ほどご説明した公聴会と同じような意見であります。類型 F、G については面積の変更と請負業者の内容です。こちらは先ほどの公聴会での意見書の見解と同様になります。3 点目の H については、逗子市の焼却施設が稼働停止となった後、逗子市や葉山町のごみも鎌倉市の中継施設に搬入されるのか。その場合、大量のごみを積み替えることとなるため、環境への負荷が心配であるという意見をいただきました。それに対し、市の見解として、逗子市既存焼却施設稼働停止後は、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に記載のとおり、2 市 1 町の燃やすごみを本市中継施設に搬入し、処理施設まで効率的に運搬することを想定しています。今後、広域化ブロックの区割り見直しや県内他市町村との連携による協議と合わせて、2 市 1 町における処理のあり方についても検討を進めます。としています。以上が意見書の要旨と都市計画決定権者の見解です。鎌倉都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の変更についてご審議いただければと思います。審議会で可決をいただいた後、告示の手続を進めてまいります。以上で説明を終わります。
村山会長	ご説明ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ただいまの事務局の説明を踏まえて、ご意見ご質問等がありますでしょうか。
森委員	1 点お伺いしたいのは、名越の区域面積の変更について、公聴会でご意見をいただいています、この面積を広げる区域は具体的な利用方法というのは現時点で決まっているのでしょうか。
内田係長	スライドでお示ししているとおり、北側の増えている部分については、平成 29 年度に市民の持ち込みの積み下ろし場として整備し、今まで使用していました。ごみ中継施設の整備計画では、大型車両の転回広場として使用を予定していると聞いています。南側の名越トンネルに近い方は、現状では公用車の駐車場として使用しています。ごみ中継施設の整備計画では、混雑時の待機場所として使用をする予定と聞いています。
森委員	そうであれば、拡大しなくても、従前のままの区域では対応できなかったのでしょうか。
内田係長	現在のごみ処理場の敷地に合わせて変更する予定です。昭和 40 年代に決定している区域が 0.4ha で、先ほどご説明したとおり平成 29 年に敷地を増やして整備したりしていますので、現状の区域を改めて変更する形になります。
村山会長	他にいかがでしょうか。なければ、議案第 2 号及び第 3 号について、可決としてよろしいでしょうか。
全委員	～異議なし～
村山会長	ありがとうございます。本件も可決として、この議題を終わりたいと思います。
4 その他	
村山会長	ここで、議題が全て終了いたしました。事務局から何かありますか。

井上次長	本日は線引き見直し、用途地域の見直しについて、また、ごみ焼却場及び処理場の都市計画変更等について、ご審議いただきありがとうございました。また、都市マスタープランの改定についても、ご説明をさせていただきました。次回の審議会の日程が決まり次第、改めてご連絡させていただきます。もし、村山会長の方から都市マスタープランの改定など含めて何か一言あればお願いいたします。
村山会長	本日、県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について確認いたしましたけれども、これから、いよいよ市の都市計画マスタープランを改定するというところで、とても久しぶりの改定ですので、先ほどご説明があったとおり、様々な社会的、経済的、環境的な変化に応じて上手く対応したものに改定する必要があるのかなと思っております。事務局の方で作業を進めていただいておりますが、適宜、審議会の委員にも情報を共有して良いものにできればと思っていますので、事務局ではしっかりと体制や予算を組んで検討いただけますようよろしくお願いいたします。
井上次長	ありがとうございます。来年度の改定に向けて、しっかりと予算の方も確保しつつ体制を組み、様々な社会的、経済的、環境的な変化を勘案した都市政策的な観点も含めて改定を進めていきたいと思いますので、またご相談をさせていただければと考えております。以上となります。
5 閉会	
村山会長	委員の皆様から他に何かありますでしょうか。なければ、以上をもちまして審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。